

第1号議案

全国応援村実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「全国応援村実行委員会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、2020年に地域住民が日常生活の延長の中で応援できるプラットフォームとして、「応援村 OUEEN-MURA」（以下「応援村」という。）を全国各地に設置し、地域活性化の実現を目指し、併せて国内外の観光客が集まる場所とし、未来にレガシーを残すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関する審議を行う。

- (1) 応援村の企画内容に関する事項
- (2) 応援村の運営に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(実行委員)

第4条 本会の実行委員は、都道府県知事、市区町村長、その他の有識者で、本会の趣旨に賛同し、審議に参加することができる者とする。

2 委員の任期は令和2年12月31日までとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員長代理 1名
- (3) 副委員長 若干名

2 前項に定める役員は、実行委員の互選により選出する。

3 役員任期は、令和2年12月31日までとする。

(役員職務)

第6条 委員長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 副委員長は、委員長及び委員長代理を補佐し、委員長及び委員長代理に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問等)

第7条 本会に次のとおり最高顧問、特別顧問及び顧問を置くことができる。

- (1) 最高顧問 1名
 - (2) 特別顧問 若干名
 - (3) 顧問 若干名
- 2 最高顧問、特別顧問及び顧問は委員長が委嘱する。
 - 3 最高顧問は、本会の企画運営について意見を述べることができる。
 - 4 特別顧問は、委員長の諮問に応じて、専門的知識により意見を述べるができる。
 - 5 顧問は、委員長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(会議)

第8条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に以下のとおり事務局長及び事務局員を置く。
 - (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局員 若干名
- 3 事務局長は委員長が指名する。
- 4 事務局員は事務局長が指名する。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年8月27日から施行する。